

上場申請のための有価証券報告書
(I の部) の訂正報告書

株式会社東名

【表紙】

【提出書類】	上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書
【提出先】	株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 竹田 正樹 殿
【提出日】	平成31年3月15日
【会社名】	株式会社東名
【英訳名】	TOUMEI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 文彦
【本店の所在の場所】	三重県四日市市八田二丁目1番39号
【電話番号】	059-330-2151（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 関山 誠
【最寄りの連絡場所】	三重県四日市市八田二丁目1番39号
【電話番号】	059-330-2151（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 関山 誠

1 【上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書の提出理由】

平成31年2月28日付をもって提出した上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の記載事項のうち、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2 事業等のリスク」の記載内容の一部を訂正するため、上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報	1頁
第2 事業の状況	1
2 事業等のリスク	1

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____罫で示してあります。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

2【事業等のリスク】

<前略>

(訂正前)

(15) 税務上の繰越欠損金について

当社グループは、平成30年8月期末時点において税務上の繰越欠損金872,233千円が存在しております。

今後、当社グループの業績が順調に推移し、現存する税務上の繰越欠損金が解消され、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が発生する場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(訂正後)

(15) 税務上の繰越欠損金について

当社グループは、平成30年8月期末時点において税務上の繰越欠損金872,233千円が存在しております。

今後、当社グループの業績が順調に推移し、現存する税務上の繰越欠損金が解消され、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が発生する場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(16) 役員所有株式に係る質権設定について

当社役員である日比野直人、直井慎一及び関山誠（以下「対象者」という。）と株式会社三重銀行（以下、本(16)において「銀行」という。）との間には金銭消費貸借契約が締結されており、当該契約に基づき対象者が保有する株式の全部または一部には、下記表の通り、対象者が銀行に対して負担する債務の担保として質権が設定されております。

	保有顕在株式数	質権対象株式数
日比野 直人	56,000株	20,000株
直井 慎一	14,000株	10,000株
関山 誠	10,000株	10,000株
合計	80,000株	40,000株

下記に定めるいずれかの事由が生じた場合には、法定の順序にかかわらず、また被担保債務の期限が到来したかどうかにかかわらず、並びに当社普通株式の売却等を行わない期間（元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成31年9月29日までの期間をいう。）にかかわらず、その債務の弁済に充当するために、銀行により質権対象株式の売却が行われる可能性があります。

・対象者について次の事由が一つでも生じた場合

- －支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはその他の法的整理開始の申立があったとき
- －手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
- －対象者の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき
- －行方不明となり、銀行から対象者に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき
- －銀行に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき
- －担保の目的物について差押、または競売手続の申立があったとき
- －銀行との取引約定に違反したとき
- －上記のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

本書提出日現在、銀行による質権対象株式の総数は40,000株であり、発行済株式総数2,100,000株の1.9%に相当しております。東京証券取引所または名古屋証券取引所における売却またはその他の方法により質権対象株式の売却が実際になされた場合、またはその可能性が顕在化した場合には、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。